

令和2年7月吉日

お客様 各位

税理士法人RINGS
代表社員税理士 武田 亨

【重要】新型コロナウイルス 第3次資金繰り支援について

新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、長期化が予想され、多業種の事業者の業績と資金繰りに大きく影響が出ていると日々を追うごとに実感しております。

国や政府系金融機関等の各種支援制度が拡大、追加されてきております。弊法人では、情報収集に尽力し、お客さまの資金繰りをご支援できる体制を整えておりますので、その一部をご案内いたします。

I 納税について

個人の方の確定申告の第1期予定納税期限が7月31日に到来しますが、6月30日までの業績悪化や収入が減少したことにより納付が困難な場合は、7月15日までに予定納税額の減額申請書を提出することにより、減額することができますのでご相談ください。

II 日本政策金融公庫への緊急融資申し込みについて

政府の特別貸付新型コロナ融資・無担保・無保証融資を申し込むことができます。

特別貸付に該当する場合は融資額が従前より1,000万円引き上げられ、4,000万円以下の部分の利率は当初3年間で国民事業0.46%、中小事業0.21%で、さらに特別利子補給制度に該当する場合は実質無利子の制度です。融資実行までには1月程度を要します。

現在は、大変混み合っている状況で郵送の受付が非常にスムーズです。

III 持続化給付金の申請について

令和2年1月以降の単月売上高が前年同月比50%以上減少した場合に該当します。

さらに令和2年に創業した事業者については令和2年の4月以降の単月売上高が創業日から3月までの平均売上高より50%以上減少した場合にも該当することが追加されました。

なお、申請はおお客様ご自身で行っていただく必要がありますが申請に必要な添付書類のうち一部の証明書やPDFデータについては、弊法人で作成できますのでお申し付けください。

IV 雇用調整助成金の特例（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主）について

令和2年4月1日から9月30日までの当該助成制度への提出月の前月売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ休業手当を支給し、その他一定の要件を満たす場合、中小企業については、1人1日当たり15,000円を上限として、休業手当の9/10（一定の場合は10/10）を助成する制度です。

当該助成金の対象になるかどうか、というお問い合わせは管轄のハローワークに具体的に個別に相談し、該当する場合はそれに則った手続き資料を揃える努力をしてください。

V 家賃支援給付金（新設）の申請（7月中旬申請開始予定）について

令和2年5月以降の単月売上高が前年同月比50%以上減少した場合その他一定の場合に該当し、法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円が給付されます。申請はおお客様ご自身で行っていただく必要がありますが申請に必要な添付書類のうち一部のPDFデータについては、弊法人で作成できますのでお申し付けください。

詳細は、弊法人までお問い合わせください。

電話番号：018-838-7107

以上